

令和6年度由布市住民税非課税・ 均等割のみ課税世帯給付金のご案内

班回覧

対象では
ありません

令和5年度に
7万円や10万円の対象であった世帯
(未返送・辞退を含む)

住民税が課税されている者から
世帯全員が扶養にとられている世帯



ご注意ください!!

※支給対象（下の条件に**全て**あてはまる世帯）

- 基準日（令和6年6月3日）時点で由布市に住民登録があること
- 令和5年度に実施された非課税世帯向けの給付金（7万円）
または均等割のみ課税世帯向けの給付金（10万円）の支給
対象世帯（未返送・辞退を含む）ではないこと
- 世帯全員が住民税所得割が課税されていないこと
- 世帯全員が住民税均等割の課税者から扶養にとられていないこと

1世帯あたり
10万円

下にあてはまる子どもに対しては、 子育て世帯への加算給付金があります

- 上記の支給対象世帯の中にいる
平成18年4月2日以降に生まれている子ども
(子ども1人の世帯や実際に生計を同一にしていない子ども（施設入所等）は除く)

対象の子ども
1人あたり
5万円

申請の方法は裏面①へ

※支給対象となり得る世帯で、以下の場合は別途申請が必要です※

- 世帯に未申告の方がいる世帯
- 令和6年1月2日以降に由布市に転入した方がいる世帯
- 令和6年6月3日から令和6年9月30日に生まれた子ども
(※基準日から受付期限の間に生まれた子どもについては確認書には記載されていません)

申請の方法は裏面②へ

A

＊申請方法【対象となる世帯】

要返送

- ①対象となる世帯には、由布市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- ②中身を確認して、返信用封筒に入れて返送してください。

返送期限：令和6年9月30日(月) ※消印有効

B

＊申請方法【申請が必要となる世帯】

要申請

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に市役所にお持ちいただくか、郵送にてご提出ください。

- ※ 未申告の方は住民税の申告が必要になります。申告を行い、非課税もしくは均等割のみ課税世帯であることが確定後に申請を行ってください。
- ※ 令和6年1月2日以降の入国者または出生者を世帯主とする世帯は対象外となります。

受付期限：令和6年9月30日(月) ※消印有効

由布市
ホームページ



【申請書設置場所】

由布市公式ホームページ
由布市役所新館 1 階 福祉課／挟間、湯布院各振興局地域振興課



給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに由布市や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、由布市や最寄りの警察署が警察相談専用電話(# 9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

由布市役所福祉課 給付金係

097-582-1116

受付時間 平日 8:30～17:00